

【建設コンサルタント等業務の場合】

1. 申請資格

共通の申請資格と併せて以下の事項全てに該当することが必要です。

①営業に関し、法律に定められた資格を有する者。

「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」の業務に参加希望する場合は、特に注意が必要です。

1) 測量：雲仙市と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が測量法第 55 条の登録を受けていること。

2) 建築一般：雲仙市と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が建築士法第 23 条の登録を受けていること。

3) 不動産鑑定：雲仙市と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条の登録を受けていること。

※「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」の業務について委任営業所を定めて申請する場合、委任営業所が上記の条件を満たしていなければ、委任営業所での登録はできません。

2. 入札参加資格審査申請における準備が必要な書類一覧

申請書類 等番号	申請書類として提出が必要なもの
⑤	営業に関する各種登録の証明書（写） ※有効期間内のもの ・「主たる営業所」で登録を有する証明書（写） ・下記業務において「委任営業所」を定めて申請する場合 【測量業務】（①～③全て） ①測量法第 55 条に基づく登録の証明書（写）「主たる営業所名」 ②「委任営業所」の記載のある測量業者登録申請書（写）及び添付書類（ト）（写）（法第 55 条の 3 第 6 号） ③測量士名簿記載事項証明書（写） 【建築一般】 ①建築士法第 23 条に基づく登録の証明書（写） 【不動産鑑定】 ①不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条に基づく登録の証明書（写）
⑥	雲仙市に「委任営業所」を有する場合のみ必要（①及び②） ①法人市民税納税証明書、未納がないことを証明する書面又は法人設立開設届（写） ②営業所の案内図
⑨	滞納がないことを証明する書面「市区町村税」（写可） ※入札参加資格登録を希望する営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）の所在する市区町村の証明書 ・雲仙市内に営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）を有する場合は、指定の「証明願」又は市発行の「滞納なし証明書」
⑩	未納がないことを証明する書面「都道府県税」（写可） ※入札参加資格登録を希望する営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）の所在する都道府県税事務所の証明書

(続き)

申請書類 等番号	申請書類として提出が必要なもの
⑪	未納がないことを証明する書面「国税」(写可) ※「主たる営業所」所在地の税務署の証明書 【法人】の場合は、納税証明書「その3の3」 【個人】の場合は、納税証明書「その3の2」 ※基本は上記とするが、納税証明書「その3」の場合は、「法人」については、法人税・消費税、「個人」については、所得税・消費税についての納税証明書
⑫	労働保険料納入証明書(写可) ※「主たる営業所」の所在する労働基準監督署へ請求 ・有効期間が明記されているものについては、有効期間内のもの ・証明書に「提出機関名」「提出先」等の欄がある場合において、「提出機関名」「提出先」等は問いません。 ・「労働保険料納入証明書」(写)の提出を基本としますが、納入証明書の発行をしない都道府県にあっては、直近の保険料の納入が確認できる(領収日付欄に受領印のあるもの。)「納付書・領収証書」の写しを提出してください。 ※納入証明書が発行される都道府県にあっては、必ず納入証明書
⑬	登記簿謄本(写可)、個人経営の場合は身元(身分)証明書(写可) 【法人】所管法務局に請求してください。(※履歴事項全部証明書又は現在事項証明書) 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
⑭	印鑑証明書(写可) 【法人】所管法務局へ請求してください。 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
※	国又は県、若しくは市町村の発注に係る工事の契約書(写) ・過去2箇年間に完了した、国又は県、若しくは市町村の発注に係る建設コンサルタント等業務の契約書の写し(※印影が確認できる頭書のみで可。)または、業務実績情報システム(テクリス)の登録内容確認書(業務実績)を1件分提出してください。(契約日は問いません。) ※共同企業体として契約した場合は、出資割合が記載されている協定書の写しを併せて提出してください。 ・受注実績がないなど提出できない場合は、その理由書(様式任意、会社名・代表者氏名・押印不要)を提出してください。

※ 各証明書類(⑤を除く)は、申請書提出時の直前3ヶ月以内に発行されたものとします。

※ 各証明書類の申請の際、本人以外は「委任状」が必要になる場合があります。